

## 専用車車種選定委員会設置要綱

### (目的)

第1条 川崎市庁用自動車管理規則（平成15年3月31日規則第20号）第3条第2項に定める専用車の購入等にあたり、最先端の技術及び機能面並びに、川崎市グリーン購入推進方針に基づき、八都県市低公害車指定制度に適合する環境に配慮した適正な車種選定を行い、使途に応じた効率的な運営に資するため、専用車車種選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、総務局が所管する専用車の購入等にあたり、次の各号に掲げる事項について検討を行ない、車種を選定する。

- (1) 専用車の環境性能に関すること。
- (2) 専用車の安全性能に関すること。
- (3) その他専用車の仕様に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

### (委員長)

第4条 委員長は、総務局長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を総理する。

### (副委員長)

第5条 副委員長は、総務局総務部長をもって充てる。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員)

第6条 委員は次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 総務局秘書部秘書課長
- (2) 総務局総務部庶務課長
- (3) 総務局総務部庁舎管理課長
- (4) 総務局総務部庁舎管理課担当課長
- (5) 議会局総務部庶務課長

(会議)

第7条 会議は、必要に応じて委員長が召集する。

2 委員長は、必要があると認める場合には、関係者の出席を求め、その説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務局総務部庁舎管理課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

本要綱の制定に伴い、平成13年4月16日制定の庁用自動車車種選定委員会設置要綱は廃止する。

附 則

この改正要綱は、平成20年9月16日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成22年4月1日から施行する。